

令和元年第2回定例会（6月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 所管事項関係 ——

令和元年6月10日

健康福祉部

# 目 次

## ◎ 所管事項関係

1	平成30年決算特別委員会において「検討する」旨答弁した事項の 検討状況について	(地域・家庭福祉課)	1
2	「平成30年度歯科保健対策施策報告書」について	(健康づくり推進課)	2
3	「平成30年度がん対策施策報告書」について	(健康づくり推進課)	4
4	「旧優生保護法一時金支給法」に基づく一時金の支給について	(保健・疾病対策課)	6

## 【別 冊】

1	平成30年度歯科保健対策施策報告書	(健康づくり推進課)
2	平成30年度がん対策施策報告書	(健康づくり推進課)

平成30年決算特別委員会において「検討する」旨  
答弁した事項の検討状況について

地域・家庭福祉課

「検討する」旨の答弁を行った事項	その後の検討状況
<p><b>【質問要旨】</b> 将来に向けた児童虐待防止対策として、教育委員会と連携して小・中学生と乳幼児の交流が必要と思うので検討してほしい。</p> <p><b>【答弁要旨】</b> あきた未来創造部に移管された事業で、子ども・子育て支援推進協議会を中心にイベント開催などを行っている。こうした他部局等の情報を集めながら、交流の在り方について検討してまいりたい。</p> <p>(地域・家庭福祉課)</p>	<p>他部局より、小・中学生と乳幼児の交流事例を情報収集したところ、次のような取組が行われていることが分かった。</p> <p><b>【教育委員会】</b> 県内の多くの小・中学校において、授業や特別活動の中で保育所、幼稚園等の乳幼児との交流を実施している。 (平成30年度教育庁幼保推進課の調査では、県内の幼稚園、保育所、認定こども園のうち85%が地域の小学校との交流ありと回答)</p> <p><b>【あきた未来創造部】</b> 平成30年度、一部の子ども・子育て支援推進地区協議会では、乳幼児とふれあうイベントに高校生をボランティアとして参加させ、次代を担う学生が乳幼児とふれあう機会を設けた。</p> <p>小・中学校の教育現場や、子ども・子育て支援推進地区協議会主催の子育て支援イベントにおいて、小・中・高校生と保育所、幼稚園等の乳幼児の交流が幅広く実施されている。</p> <p>今後も、取組の充実・拡大が図られるよう、県要保護児童対策地域協議会などを通じて、その推進を働きかけていく。</p>

## 「平成30年度歯科保健対策施策報告書」について

健康づくり推進課

### 1 趣旨

「秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例」の規定に基づき、平成30年度に歯科保健対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

### 2 歯科保健対策の推進方針

- ・対象を、「乳児期・学齢期」・「成人期」・「高齢期」及び「障害者・要介護者等」の4つのライフステージに分類
- ・それぞれを対象に、「意識醸成」と「環境整備」の2つの視点で施策を実施

### 3 施策内容

#### (1) 歯科保健対策事業（表彰事業）

- ・幼児及びその親を対象とした「親子よい歯のコンクール」
- ・高齢者を対象とした「8020 いい歯のお年寄り表彰」
- ・模範活動団体等を対象とした「臼井記念歯科保健功労賞」
- ・よい歯の幼稚園・保育所(園)、学校表彰

#### (2) 歯科保健医療推進事業

##### ① フッ化物洗口推進事業

- ・フッ化物洗口の導入推進に向け、幼稚園・保育所(園)、学校等で、技術指導や普及啓発を実施（実施率 H28：68.5%、H29：74.6%、H30：74.7%）

##### ② 8020 運動推進特別事業

- ・二次医療圏ごとに、地域課題をテーマとした一般市民向けの研修会を開催（8地区開催・参加者456人）
- ・歯科保健医療フォーラムの開催（1回開催・参加者189人）
- ・歯科医療従事者等を対象とした口腔ケア研修会の開催（2回開催・参加者203人）

##### ③ 口腔保健支援センター推進事業

- ・歯科口腔保健に関する関係機関の連絡調整を行うとともに、学校や社会福祉施設等を訪問し、歯科保健指導を実施（訪問施設527か所・指導参加者17,211人）

- ④ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
  - ・ 県歯科医師会に委託し、障害者施設や介護施設の入所者・職員への歯科保健指導を実施（22施設・指導参加者 1,063人）
  
- ⑤ 「歯科口腔保健を軸とした生涯元気に暮らすあきた」推進事業
  - ・ 二次医療圏ごとに、歯科専門職と関連職種を対象とした研修会を開催（8地区開催・参加者 267人）
  
- ⑥ 一生自分の歯で食べられる子どもを育成するための普及啓発事業
  - ・ 「乳幼児歯みがきハンドブック」を作成・配布するとともに、市町村の保健師等を対象とした研修会を開催（3地区開催・参加者 46人）
  
- (3) 妊婦歯科健康診査事業
  - ・ 市町村に対し、妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成（H30利用率：51.5%（2,671人））

#### 4 計画に掲げる目標の達成状況

- ① 3歳児におけるう蝕のない者の割合
  - ・ 前回調査よりも3.8ポイント増加したものの、依然として全国平均を下回っている状態（H29：秋田県 81.3% < 全国 85.6%）
  
- ② 12歳児における1人平均う蝕数とフッ化物洗口実施施設割合
  - ・ フッ化物洗口の普及により減少傾向にあり、平成28年度以降、全国平均を下回って推移（H30：秋田県 0.7本 < 全国 0.74本）
  
- ③ 20～50歳代において8020運動を知っている者の割合
  - ・ 基準値（H24調査）から微減（H24：53.1% → H30：52.6%）

## 「平成30年度がん対策施策報告書」について

健康づくり推進課

### 1 趣旨

「秋田県がん対策推進条例」の規定に基づき、平成30年度にがん対策の推進に関し、県が講じた施策について明らかにする。

### 2 がん対策の推進方針

- ・がん予防・がん検診の推進、がん医療の充実、緩和ケアの充実、がん患者等への支援など、多岐にわたる分野の取組を総合的かつ計画的に実施
- ・がん予防にあつてはたばこ対策、がん検診にあつては受診率向上、がん医療の充実にあつては、人材育成と医療提供体制の整備に重点的に取り組む。

### 3 施策内容

#### (1) がんの予防

- ・県のガイドラインに基づく受動喫煙防止宣言施設の登録事業の実施
- ・各種フォーラム・セミナーや出前講座等を通じた、たばこの健康被害に関する普及啓発活動
- ・「秋田県たばこによる健康被害防止対策検討委員会」での議論を踏まえ、「秋田県受動喫煙防止条例（仮称）」の骨子案の取りまとめ

#### (2) がん検診（早期発見）

- ・市町村が実施する胃がん検診について、受診者自己負担額の全額を助成（H30助成人数：24市町村で3,648人）
- ・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん検診については、コール・リコールによる受診勧奨を要件として、その半額を助成（H30助成人数：大腸がん2,948人、肺がん4,098人、子宮頸がん2,630人、乳がん2,526人）
- ・総合保健事業団及び厚生連に対する巡回検診車の無償貸与や検診機器の更新等
- ・がん対策推進企業との協定締結による官民一体となった受診勧奨（H30末締結企業数：28社）

(3) がん医療の水準向上

- ・がんに関連した専門看護師、認定看護師等を養成する病院に対し、必要経費の一部を助成（人口100万対専門看護師：秋田8.2人＞全国6.5人、同認定看護師：秋田75.5人＞全国61.3人）
  - ・地域がん診療連携拠点病院等に対し、緩和ケア等に係る研修会、相談支援センターの運営、啓発普及等に要する経費を助成
- ※H30に拠点病院等の指定要件の見直しが行われたが、すべての病院で指定を更新

(4) 緩和ケアの充実・在宅医療等の推進

- ・拠点病院等が実施する緩和ケア研修会に対し助成  
（H30研修修了者数：医師・歯科医師116人、看護師・薬剤師等92人）
- ・医療従事者、介護従事者等を対象とした緩和ケアに関する実践的な研修会を開催（受講者：9施設で延べ50人）

(5) がん患者等への支援

- ・「秋田県がん患者団体連絡協議会 きぼうの虹」の活動（がんサロン活動、ピアサポート研修会、普及啓発活動等）に対する助成
- ・がん治療に伴い医療用補正具を使用する人への購入費の一部助成  
（H30助成件数：ウィッグ386件、乳房補正具77件）

(6) がん登録の推進・その他

- ・総合保健事業団に委託し、県民のがん罹患に関するデータを収集・分析
- ・県の主催・共催・後援により、各種キャンペーン・フォーラム等を開催  
（H30：主催・共催9事業、後援14事業）

#### 4 がん対策推進計画に掲げる目標の達成状況

① がんによる死亡

- ・がんによる75歳未満年齢調整死亡率は、計画値は達成するも、全国で4位（H29：全国73.6歳＜実績83.8歳＜計画値87.4歳）

② がん検診の受診率

- ・目標値の50%を大きく下回っている状態  
（H29：胃がん27.6%、大腸がん34.1%、肺がん27.1%、子宮頸がん39.5%、乳がん45.3%）

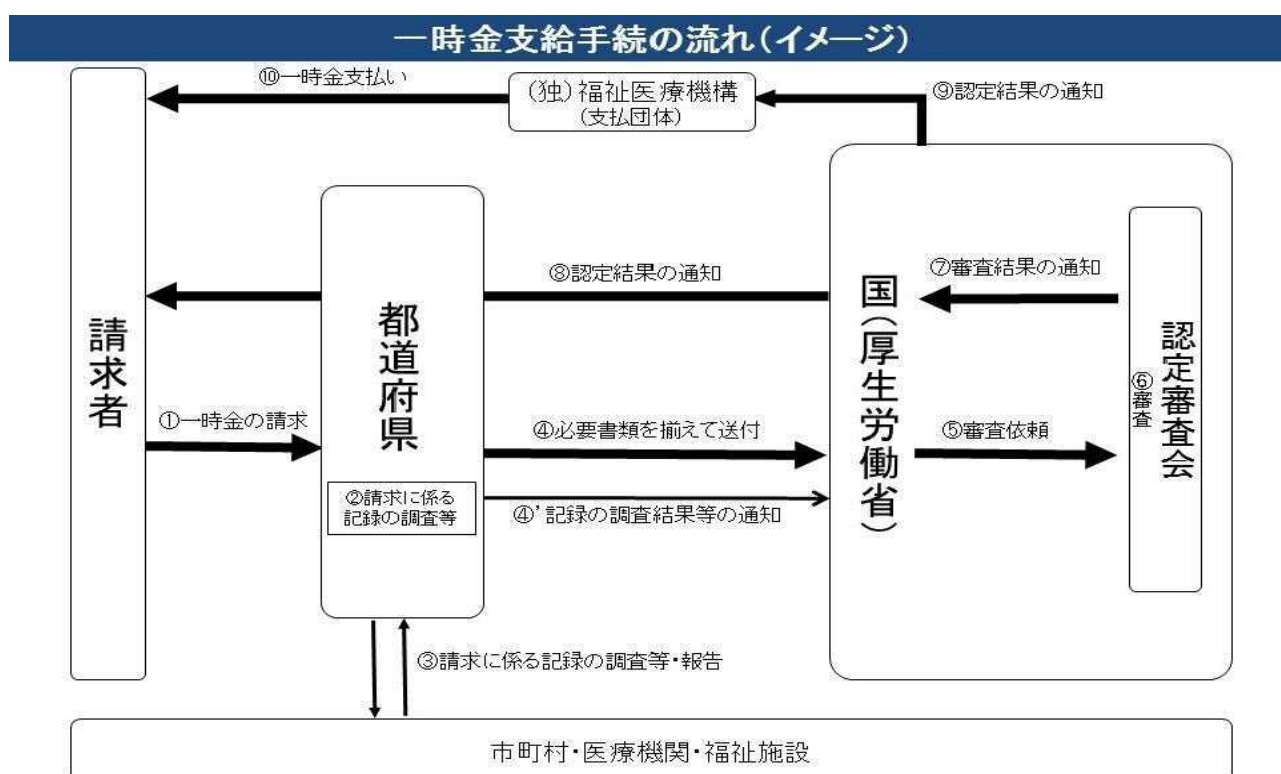
# 「旧優生保護法一時金支給法」に基づく一時金の支給について

保健・疾病対策課

## 1 制度の概要

旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方等（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く）を対象に一時金を支給。

- ・支給額 320万円（一律）
- ・請求者 本人又は成年後見人
- ・請求期限 平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内



## 2 県の対応

### (1) 旧優生保護法一時金受付・相談窓口の設置

- ・専用電話を開設（平成31年4月24日）し、一時金請求に係る相談支援を行う。
  - ▶ 設置場所 保健・疾病対策課内

### (2) 一時金請求に係る調査の実施

- ・県が保有する優生手術申請書等の記録との照合、医療機関等への調査を行う。

### (3) 制度の周知・広報活動

- ・県や市町村広報紙を活用し周知を行う。
- ・リーフレットやポスターを作成し、医療機関や障害者支援施設等を通じた周知を行う。



## 《参考》

### (1) 旧優生保護法の動き

#### ◆ 優生保護法の制定（昭和23年）

優生思想の下、不良な子孫を出生することを防止する等を目的として、優生手術等を規定。

#### ◆ 優生保護法を母体保護法に改正（平成8年）

障害者を差別する優生思想を排除するため、法律名を改正するとともに、遺伝性精神疾患等を理由とする優生手術等に関する規定を削除。

優生手術：生殖腺の除去なしに、生殖不能とする手術。本人同意の有無等に基づいて3類型が規定され、本人の同意によらないものは、都道府県に設置された「優生保護審査会」で、審査・決定した。

#### ● 3条（本人の同意・医師の認定）

本人、配偶者の遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患等を理由とした手術。

#### ● 4条（医師の申請・審査会決定）

本人の遺伝性精神病・精神薄弱、顕著な遺伝性身体疾患等を理由とした手術。

#### ● 12条（医師の申請・保護者同意・審査会決定）

本人の非遺伝性の精神病・精神薄弱を理由とした手術。

### (2) 国の動き

- ・平成30年3月に旧優生保護法下における強制不妊手術について考える超党派の議員連盟及び与党ワーキングチームが設立され、支援に関する検討を行い、平成31年4月、救済法案が国会に提出された。
- ・議員立法により平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が国会で成立、公布・施行された。

#### 【秋田県の優生手術の件数】

(出典) 秋田県衛生統計年鑑

本人同意（3条）		本人同意不要	
		審査会決定 （4条）	保護者同意・審査会決定 （12条）
遺伝性疾患等	らい疾患	遺伝性疾患	非遺伝性疾患
219人	7人	86人	61人

※合計件数：373件（人）（昭和23年～27年分は不明のため除外）